

新型コロナウイルス感染症に関する災害見舞金の適用について

広島県美容業生活衛生同業組合
共 済 委 員 会

日頃は組合活動にご協力をいただき、誠にありがとうございます。広島県を含め、全国的にオミクロン株等変異種の発生もあり終息していないのが現状となります。

上記を踏まえて、引き続き新型コロナウイルスに感染して組合員及び店舗が影響を受けた場合に、気持ちばかりではありますが、災害見舞金の適用を継続致します。また、当初議決しました令和2年度第3回理事会時より、新型コロナの特徴及び政府の指針も変更されております。それに伴う見舞金の適用条件も変更となりました。

記

●給付条件

【給付されるコロナの状況】

- ①組合員本人が新型コロナウイルスに罹患した場合
- ②組合員の同居家族が罹患した結果組合員本人が「濃厚接触者」と認定され、保健所の指示等で店舗を休業せざるを得ない場合
- ③組合加入店舗において従業員やお客様が罹患され、消毒等で店舗を強制的に休業せざるをえない場合。上記理由ではなく自主的な休業やテナント事情による休業の場合はこの限りでない。

(上記②及び③を「広島県美容組合における新型コロナウイルス禍」とする。)

【その他必要な条件】

- ・上記給付条件の状況となる前に、広島県の「新型コロナウイルス対策宣言店」にエントリーを行っていること。

※その他の事案については随時共済委員会において審議を行い、給付を行うか決定する。

「公的に休業せざるを得ない状況」になったどうかを焦点として共済委員会は審議することとする。

●給付金額

「広島県美容組合における新型コロナウイルス禍」における店舗の休業状態に陥った組合加盟店1店舗につき30,000円もしくは組合員本人が罹患した場合30,000円のいずれか年度内1回限り。

●給付方法：別紙の記載および添付文書を支部長経由で組合へ提出する

- ① 新型コロナウイルス禍における見舞金について（組合書式、要支部長承認：**休業状態の目視確認**）
- ② 店舗を休業する場合は、休業案内を店舗で掲示している状況がわかる写真。組合員本人もしくは同居家族が罹患した場合は罹患者の診断書もしくは公的にコロナに罹患されたことがわかる公的文書のコピー。
- ③ 「新型コロナウイルス対策宣言店」のコピー

●その他

上記見舞金については令和4年9月30日をもって終了の予定だったが、新型コロナウイルスは引き続き影響があり、令和5年3月31日まで延長することとする。

新型コロナ対策宣言店への登録を引き続き促進願います。

以上